

逗子市告示第 30 号

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の地域の類型を当てはめる地域として市長が指定する地域を次表のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	その他の地域
C	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

備考 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一

逗子市告示第 31 号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
逗子市の区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く。）

2 指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下

備考 1 第 1 種区域 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 第 1 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域

(2) 第 2 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域

(3) 第 3 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

(4) 第 4 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域として定められた区域

2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により、当該一の特定工場等に適用される騒音の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一

逗子市告示第 32 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省／建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定に基づき、静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（平成 24 年逗子市告示第 31 号）により指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第 1 種区域として定められた区域
- 2 第 2 種区域として定められた区域
- 3 第 3 種区域として定められた区域
- 4 第 4 種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一

逗子市告示第 33 号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域

逗子市の区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除く。）

2 指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	午前 8 時から	午後 7 時から
		午後 7 時まで	午前 8 時まで
第 1 種区域	I	60 デシベル	55 デシベル
	II	65 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	I	65 デシベル	60 デシベル
	II	70 デシベル	60 デシベル

備考 1 第 1 種区域の I、第 1 種区域の II、第 2 種区域の I 及び第 2 種区域の II の区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 第 1 種区域の I …都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域

(2) 第 1 種区域の II …都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域

(3) 第 2 種区域の I …都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

(4) 第 2 種区域の II …都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域として定められた区域

2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により、当該一の特定工場等に適用される振動の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあつては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一

逗子市告示第 34 号

振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号の規定に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 の付表第 1 号の規定に基づき、静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成 24 年逗子市告示第 33 号）により指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第 1 種区域のⅠとして定められた区域
- 2 第 1 種区域のⅡとして定められた区域
- 3 第 2 種区域のⅠとして定められた区域
- 4 第 2 種区域のⅡとして定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一

逗子市告示第 35 号

悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、法第 4 条第 2 項の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 規制地域

逗子市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域に指定された区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により農業振興地域に指定された区域を除く。）

2 規制基準

（1）法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する規制基準

ア 1 種地域（規制地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。） 臭気指数 10

イ 2 種地域（規制地域のうち 1 種地域を除く地域をいう。） 臭気指数 15

（2）法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する規制基準

（1）に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「省令」という。）第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

（3）法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する規制基準

（1）に定める規制基準を基礎として、省令第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一

逗子市告示第 36 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考の区域

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表の備考の規定に基づき、区域を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 a 区域 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（平成 24 年逗子市告示第 31 号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域として定められた区域
- 2 b 区域 指定地域のうち第 2 種区域として定められた区域
- 3 c 区域 指定地域のうち第 3 種区域及び第 4 種区域として定められた区域

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一

逗子市告示第 37 号

振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 及び備考 2 の規定に基づく区域の区分及び時間の区分

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 の備考 1 の規定に基づき区域の区分を次の 1 のとおり定め、同表の備考 2 の規定に基づき、時間の区分を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 区域の区分

- (1) 第 1 種区域 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成 24 年逗子市告示第 33 号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち第 1 種区域の I 及び第 1 種区域の II として定められた区域
- (2) 第 2 種区域 指定地域のうち第 2 種区域の I 及び第 2 種区域の II として定められた区域

2 時間の区分

- (1) 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
- (2) 夜間 午後 7 時から午前 8 時まで

平成 24 年 3 月 30 日

逗子市長 平井 竜一